

## 権利変換計画の縦覧を行います！

平素より本組合の活動および当地区の再開発事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本組合は、平成27年8月21日に東京都知事より組合設立の認可を受け、同年9月5日の本組合設立総会以降、鋭意事業を推進してまいりました。皆様のご協力を得て今般、権利変換計画をし、都市再開発法に基づき下記のとおり「権利変換計画」の縦覧を行うことといたしました。

### ◆縦覧に供する権利変換計画

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業  
配置設計図および権利変換計画書

### ◆縦覧期間

縦覧開始の日：平成28年 9月23日(金)  
縦覧終了の日：平成28年10月 6日(木)  
(2週間/土曜、日曜を除く)

### ◆縦覧の場所

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合 事務局  
所在地：小金井市本町6丁目9番35号 NOSAI 会館3階  
電 話：042-316-4711

### ◆縦覧の時間

午前9時より午後5時まで（土曜、日曜を除く平日のみ）

### ◆意見書の提出先

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合 宛  
所在地：小金井市本町6丁目9番35号 NOSAI 会館3階  
(権利変換計画に対する意見書は、縦覧期間中に提出できます。)



## 事業計画変更の認可がおりました！（平成28年9月7日）

平成28年8月8日付けで申請した武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合の定款および事業計画の変更（資金計画の変更）を行い、都市再開発法第38条第1項の規定に基づき認可をいただきました。認可事項は以下の通りです。

### 1. 組合の名称

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合

### 2. 事業施行期間

平成27年8月21日から平成32年12月31日まで

### 3. 施行地区

小金井市本町6丁目及び前原町3丁目地内

### 4. 事務所の所在地及び設立認可の年月日

小金井市本町6丁目9番35号

平成27年8月21日

### 5. 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成28年9月7日



## 建物明渡し期限までのスケジュール

平成28年				平成29年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
		← 引越し期間 →				← 解体工事 →		
★ 権利変換計画書縦覧 (意見書処理)	★ 権利変換計画認可申請	★ 税務相談会	★ 権利変換計画認可	★ 権利変換期日	★ 建物明渡し期限 (皆様の退去が完了する日)	★ 既存建築物解体工事 (平成29年6月まで)	※施設建築物新築工事は 平成29年夏開始予定は	

### ご質問、ご相談がございましたら、お気軽にご連絡ください！

編集・発行：武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合

事務局：〒184-0004 東京都小金井市本町6丁目9番35号 NOSAI 会館 3F

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合事務所

(担当：稲邊、新谷、笹谷) 執務時間：平日 9:00~17:00(土日祝日はお休み)

電話：042-316-4711 / FAX：042-316-4712